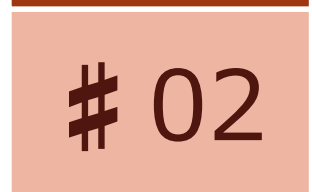
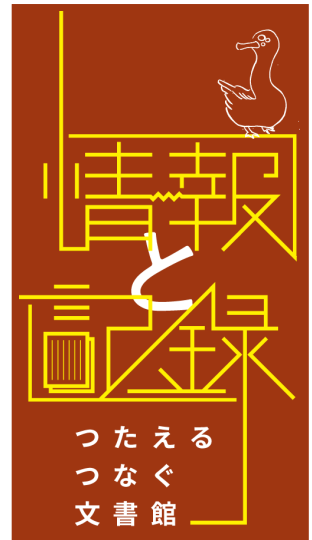


「豊臣鎮西軍記抜書・扶桑見聞私記抜書 吉岡一味斎之事・京極内匠其外」(多賀社文庫1385)



抜書いろいろ

《抜書をつくる》

「抜書」、したことがある方も多いと思います。重要な箇所や覚えておきたい箇所をノートなどに書き溜めるかんじでしょうか。大部の本から必要なところだけを残したダイジェスト版(抄本)を作ること、コピー機が普及する前はよくおこなわれていました。

また、前近代においては、書籍を使って学習した際の副産物としても抜書は作られました。本によって学ぶ際、抜書しながら理解・記憶するという流れでおこなわれたことによるものです。現代でもこれに近い学習法はありますが、必ずしも抜書とは限らない要約による点や、基本的には複数の本からの抜書を、ノートやカードに書き溜める点が違うところでしょうか。

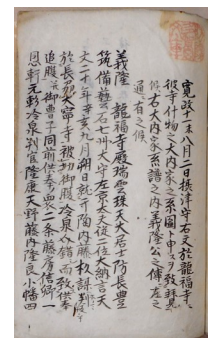
いずれにせよ、書物という、体系化された情報のまとめ(知識)から抜書をつくるということは、自らの問題意識に合わせて、必要な情報を切り出し、集めなおすことでもあります。抜書からは、作成者の興味関心や苦闘の跡が窺えます。

《多賀社文庫の抜書》

大内氏によって勧請されたと伝わる多賀社(山口市)の大宮司高橋家に形成された多賀社文庫(全1475件)は、当館諸家文書の中でも、抜書をとりわけ多く含む文書群です。「抜書」の語を含む資料だけでも129件あり、さまざまな抜書を見ることができます。

中でも特徴的なのが防長二国及び大内・毛利両家に関する抜書です。上の写真は、『豊臣鎮西軍記』という軍記物の中に登場する、毛利家に仕えていたとされる人物に関する記述を抜書したものです。左側の頁の本文冒頭に、「上略」とあり、関連箇所だけを抜き出したことを示しています。

抜書の対象は、この他に、『和漢三才図会』(多賀社文庫8、以下資料名の後の数字は同文庫の請求番号)や『諸国名義考』(9)、『陰徳太平記』(172)や諸家の分限帳(350)等、多岐にわたっており、地域のことや新旧領主のこと等に高い関心を持っていたことがわかります。



「大内家系譜抜書」
(多賀社文庫137)

多賀社大宮司を務めた高橋家は、文事を好む人が多く、特に天明元年(1781)から当主となった有文は、大内氏や山口関連の文書記録を集めました。

写真は有文が龍福寺へ調査に行った際の記録で、その旨が注記されています。問田家へ調査に行った時に作成された同名資料(134)にも同様の注記があり、彼の活動が窺えます。

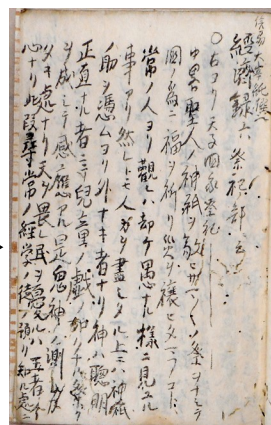
現代の感覚と大きく異なる点は、フィクションが多いとされる読み物からも情報を集めているところです。『豊田鎮西軍記』も、現在ならばフィクションが多いと判断される類のものです。当時も情報の確実性、フィクションかどうかということは検討されていましたので、集めたものを全て正しい知識として覚え込んだという訳ではないでしょうが、今は異なる知のあり方が窺えます。

多賀社自体に関する抜書も当然ながら多く、由来や所領に関する抜書(375、962等)の他、業務に関わるものもあります。多賀社では遅くとも18世紀初め頃から代々大宮司が社務日記をつけてきたようで、それをもとに「日帳抜書」(756)「万控帳抜書」(777)「社記抜書」(36、854、887)のような抜書を作成しています。中でも、36は祈雨、756は寄進に関する記事の抜書です(シートNo.7コラム参照)。この他、儀式典礼(1357、1362等)にしても勤功(239、251等)にしても、抄本的な抜書が主です。これらの中には、もとの書物が多賀社になかったと考えられるものもあります。どこかから借りて抜書し、手許に留めようとしたのでしょう。



◀ 「賀茂皇太神宮記抜書」(600)。斎院(京都賀茂社に仕えた皇族女性)に関わること等を抜書しています。省略部分は縦線で表現されています。

▶ 「経済録抜書」(1393)。主に神徳や祭祀に関連する箇所の抜書です。林子平による海防論『海国兵談』の抜書等もあり(1392)、幅の広さを感じさせます。



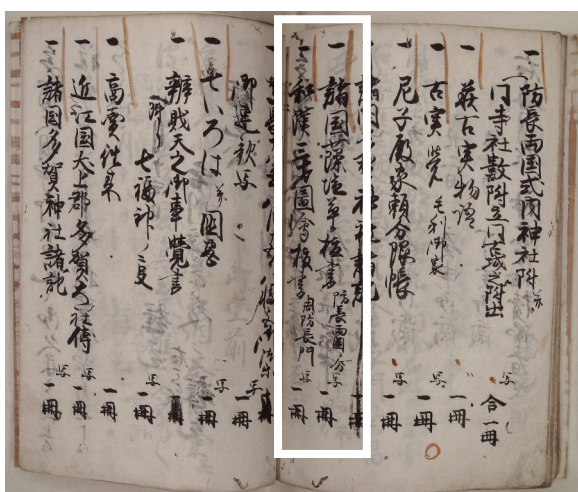
《書籍扱いの抜書》

このように、書目だけでなく、作成目的や抄出の程度、作成者による編集具合等についても多様な多賀社文庫中の抜書ですが、中には一般に版行されている書物に準じた扱いをされたものもありました。

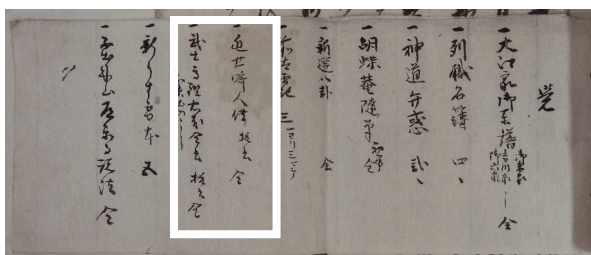
左上写真は、宮司代替り時の校割改(交割改、寺社の什物調査)のため、文化8年(1811)に高橋有文が作成、藩に提出した、多賀社の書物目録です。ノドの右脇に「諸国藻塩草抜書 防長両国分」「和漢三才図会抜書 周防長門」とあります。今でいうと部分的にコピー、製本したものを、蔵書目録に入れるかんじでしょうか。

この前年に作成された目録(2-2「山口多賀社御文庫書目 坤」)には、上記「諸国藻塩草抜書 防長両国分」に該当するとみられる「諸国藻塩草 周防長門抜書」等を載せた上で、末尾に「其外抜書物数多御座候得共、是八書載不申候」と書き添えています。「他に抜書はたくさんありますが載せておりません」とわざわざ断るということは、他の抜書についても「書物」として載せることもあるが、今回は(指示によるのか自己判断によるのかは別として)載せなかったことなのでしょう。この記述からは、抜書も場合によっては「書物」としてカウントし得るものであったことが窺えます。

左下写真は安政5年(1858)の多賀社文庫の本の貸出目録です。「近世崎人伝抜書」(1422)や「武士高鑑忠義全書抜書」(1389)もあり、書物のように近辺の役人や町人等への貸借の対象となっています。多賀社の抜書も、書物のように地域へと流れていたのです。多賀社というと連歌で有名ですが、抜書とその関連資料は、同社のそれにとどまらない、複合的な地域文化のセンターとしての一面をみせてくれます。



▲ 「多賀社御書物目録」(1)。朱の合点(薄くみえる部分)は文化14年(1817)に確認したときのものです。現在多賀社文庫にのこる書物のうち、この「御書物」に入らなかったものには、「文化八年校割帳御改之外」の印や付箋が付されています。



▲ 「多賀社文庫本貸出控並借用証書」(917)。当時寺社方等を兼務していた近野虎之進を中心に、小郡や篠目の人も貸借があったことがわかります。